

# 消防局予防課からのお知らせ！

消防法別表第1の第4類（引火性液体）第2石油類として規制されていた

- ・「1 アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン」
- ・「4-メチリデンオキセタン-2-オン」

が、危険物第5類（自己反応性物質）に類別変更されました。

<内 容>

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成22年政令第16号）及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第10号）が、平成22年2月26日に公布され、上記の類別変更が同年9月1日より施行されることとなりました。

この改正に伴い、新たに市町村長等の許可を受けなければならない新規対象の製造所等及び位置、構造、設備の技術上の基準の変更の許可を受けなければならない既設の製造所等は、施行日から6ヶ月以内（平成23年2月28日迄）に許可を受けなければならないこととされました。

また、この政令の施行の際に現に消防法第11条第1項の規定により市町村長等の許可を受けて設置されている製造所等で、今回の改正により指定数量の倍数が、この改正前に行われた許可又は指定数量の倍数変更届出に係る指定数量の倍数を超える場合は、施行日から3ヶ月以内（平成22年11月30日迄）にその旨を尼崎市長あてに届け出なければなりません。

その他、当該改正に関する経過措置等の概要は、以下のとおりです。

## 【経過措置の概要】

- 1 既設の製造所等の位置、構造、設備の技術上の基準に係る経過措置
- 2 危険物の容器の表示に関する経過措置
- 3 運搬容器の表示に関する経過措置
- 4 危険物保安監督者の実務経験に係る経過措置
- 5 取扱い等を行うことができる危険物の種類に関する経過措置
- 6 倍数の変更に係る届出様式に関する事項
- 7 罰則に関する経過措置

## 《主な用途》

### 1 - アリルオキシ-2・3 - エポキシプロパン

別名：アリルグリシジルエーテル

接着剤、樹脂及び塗料の添加剤、木綿・羊毛などの改質材、薬品の希釈剤・安定剤など

### 4 - メチリデンオキセタン-2 - オン

別名：ジケテン、ケテンダイマー、アセチルケテン、4 - メチレン-2 - オキセタン

医薬品、顔料、染料、プラスチック及び農薬の原材料など

## 消防法による規制

< 指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合 >

消防法第10条第4項の規定により、位置、構造、設備の技術上の基準及び同条第3項の規定により貯蔵又は取扱いの技術上の基準が適用されます。

< 類別が変更された危険物 >

1 - アリルオキシ-2・3 - エポキシプロパン 第4類（引火性液体）

第5類（自己反応性物質）

4 - メチリデンオキセタン-2 - オン

第4類（引火性液体）

第5類（自己反応性物質）

< 指定数量 >

#### 変更前

第4類 第2石油類（非水溶性） 1000リットル
--------------------------------

#### 変更後

第5類	
第1種自己反応性物質	10kg
第2種自己反応性物質	100kg

今回、類別変更された危険物は、その性質によって「第1種自己反応性物質」又は「第2種自己反応性物質」に区分されており指定数量がそれぞれ異なります。

また、これらの危険物と目的成分等と混合したり添加したりして製造された物品については、消防法に規定する危険物に該当しないことがありますので、詳細は製造又は販売会社等にお問い合わせ下さい。

## 尼崎市火災予防条例による規制について

< 指定数量以上の5分の1以上、指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取扱う場合 >

今回の改正により、2kg以上10kg未満の「第1種自己反応性物質」又は20kg以上100kg未満の「第2種自己反応性物質」と判定された「1 アリルオキシ-2・3-エポキシプロパン」及び「4-メチリデンオキセタン-2-オン」を貯蔵し、又は取扱う場合は、平成22年9月1日から尼崎市火災予防条例に規定されている位置、構造、設備の技術上の基準並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準等が適用されますので注意してください。

少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱い（変更・廃止）届出書

[http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sinseisyo/dl\\_bousai/116sinseyosi.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sinseisyo/dl_bousai/116sinseyosi.html)

上記にアクセスし少量危険物貯蔵・取扱い届出書をダウンロード後、記載事項及び添付書類を添えて管轄の消防署へ届出してください。

以 上

### お問い合わせ

尼崎市消防局予防課危険物担当	電話 6 4 8 1 - 3 9 6 5
中消防署予防担当	電話 6 4 0 1 - 0 1 1 9
東消防署予防担当	電話 6 4 9 4 - 0 1 1 9
西消防署予防担当	電話 6 4 1 1 - 0 1 1 9
北消防署予防担当	電話 6 4 2 1 - 0 1 1 9